

料金表(特別養護老人ホーム花月園)

(①従来型個室)※1日当たりの標準自己負担額

R3.8改正

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費(Ⅰ)	¥573	¥641	¥712	¥780	¥847
日常生活継続支援加算	¥36				
看護体制加算(Ⅰ)口	¥4				
看護体制加算(Ⅱ)口	¥8				
夜勤職員配置加算(Ⅲ)口	¥16				
栄養マネジメント強化加算	¥11				
利用者(1割)負担小計	¥648	¥716	¥787	¥855	¥922
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に8.3%を乗じた単位数				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に2.7%を乗じた単位数				
食費・居住費	介護保険負担限度額申請の結果に基づく金額				

＜下記の場合の従来型個室の居住費は、多床室料金となります。＞

- ◎ 感染症や治療上の必要など、施設側に事情により一定期間(30日以内)個室への入所が必要な場合
- ◎ 著しい精神症状等により、多床室では同室者の心身の状況に重大な悪影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能である方

(②多床室)※1日当たりの標準自己負担額

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
介護福祉施設サービス費(Ⅱ)	¥573	¥641	¥712	¥780	¥847
日常生活継続支援加算	¥36				
看護体制加算(Ⅰ)口	¥4				
看護体制加算(Ⅱ)口	¥8				
夜勤職員配置加算(Ⅲ)口	¥16				
栄養マネジメント強化加算	¥11				
利用者(1割)負担小計 A	¥648	¥716	¥787	¥855	¥922
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に8.3%を乗じた単位数				
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数に2.7%を乗じた単位数				
食費・居住費	介護保険負担限度額申請の結果に基づく金額				

※①②とも「令和3年9月30日までの上乘せ分」としてひと月あたりの基本報酬に0.1%を乗じた金額が加わります。

★対象となる場合にのみ加算されます。

イ	個別機能訓練加算	¥12/日
ロ	外泊時費用	¥246/日
ハ	初期加算	¥30/日
ニ	安全対策体制加算	¥20/月
ホ	経口移行加算	¥28/日
ヘ	経口維持加算Ⅰ	¥400/月
ト	療養食加算	¥6/回
チ	低栄養リスク改善加算	¥300/月
リ	再入所時栄養連携加算	¥200/回
ヌ	排せつ支援加算	¥10/月
ル	褥瘡マネジメント加算	¥3/月
ヲ	ADL維持加算	¥30/月
ワ	自立支援促進加算	¥300/月
オ	科学的介護推進体制加算	¥50/月
カ	看取り介護加算／死亡日以前31日以上45日以下	¥72/日
	看取り介護加算／死亡日以前4日以上30日以下	¥144/日
	看取り介護加算／死亡日の前日及び前々日	¥780/日
	看取り介護加算／死亡日	¥1580/日

③居住費については、所得により異なります。

	従来型個室 負担限度額	多床室 負担限度額
利用者負担第1段階	¥320	¥0
生活保護受給者など		
利用者負担第2段階	¥420	¥370
世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の方		
利用者負担第3段階	¥820	¥370
世帯全員が住民税非課税であって、利用者負担段階第2段階以外の方		
基準負担額	¥1,171	¥855
上記段階以外の方		

④食費については、所得により異なります。

	負担限度額
利用者負担第1段階	¥300
生活保護受給者など	
利用者負担第2段階	¥390
世帯全員が住民税非課税で、前年の年金収入金額等が80万円以下 本人の資産650万円以下	
利用者負担第3段階①	¥650
世帯全員が住民税非課税で、前年の年金収入額等80万円超120万円以下 本人の資産550万円以下 (夫婦の資産1550万円以下)	
利用者負担第3段階②	¥1,360
世帯全員が住民税非課税で、前年の年金収入額等120万円以上 本人の資産500万円以下 (夫婦の資産1500万円以下)	
基準負担額	¥1,445
上記段階以外の方	

(1日当たりの負担額)

⑤その他の費用

厚生労働大臣の定める基準によるもののほかに費用が掛かる場合があります。

(個人の状態に合った車イスやクッション、エプロン等)

オムツ代は介護保険給付対象になっていますので、ご負担の必要はありません。

個人所有のテレビの使用電気量	一日あたり¥30
理・美容代	実費
利用者個人が使用する日用品、消耗品費等	実費

特別養護老人ホーム花月園